

来場者数 約20万人

# 港区政 80 周年記念 みなと区民まつり フリーマーケット出展者募集

## 出展募集要項

今年で 45 回目を迎える「みなと区民まつり」は、  
参加者の皆さんが日頃の活動の成果を発表する場であり、  
誰もが参加して楽しめる区民の皆さんによる「手づくりのまつり」です。

### イベント概要

- 名称 港区政 80 周年記念 2026 (第 45 回) みなと区民まつり
- 開催日時 2026 年 10 月 10 日 (土) 11:00~17:00  
10 月 11 日 (日) 10:00~16:00
- 会場 芝公園一帯 (フリーマーケットは都立芝公園 6 号地で実施)
- 主催 港区  
みなと区民まつり実行委員会  
公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団 (Kiss ポート財団)
- 運営事務局 みなと区民まつり実行委員会事務局
- 来場者数 約 20 万人

### 会場図(予定)



## 1 応募資格

- ①20歳以上の港区在住・在勤・在学者であること。
- ②「募集要項」を理解した上で応募すること。

## 2 参加条件

- ①まつりの2日間参加できること。
- ②まつりの搬入時刻、開始時刻、終了時刻、撤収時刻を遵守できること。  
※開催時間中に売り切れ等が発生した場合も、終了時間までは店を閉めずにお客様の対応をお願いいたします。
- ③安全に留意した活動を行うこと。
- ④ルールを遵守したごみの分別・清掃を行うこと。
- ⑤営業行為や勧誘行為を行わないこと。
- ⑥営利目的の出展でないこと。
- ⑦「販売禁止品目」を出品しないこと。
- ⑧その他、みなと区民まつり実行委員会が定めたルールを守ること。  
※ルールに違反した場合は、直ちにまつりの参加が中止となり、次年度以降は参加できません。

みなと区民まつりは参加者の皆さんが日頃の活動の成果を発表する場であり、誰もが参加して楽しめる区民の皆さんによる「手づくりのまつり」です。販売価格はまつり趣旨に沿い、可能な限り安価に設定し、営業行為や営利目的による出展はご遠慮ください。

## 3 販売禁止品目

- ①ご家庭の不用品または再生可能な物以外の販売。
- ②食品及び飲食物の販売。
- ③化粧品、生き物、家電製品の販売。
- ④知的財産等権を侵害する物品（コピー商品等）の販売。
- ⑤公序良俗に反するもの（アダルト商品・盗品等）の販売。
- ⑥高額商品（宝石等）並びにこれらの品に準じたものの販売。
- ⑦許認可が必要な物品（医薬品、たばこ等）の販売。
- ⑧当日会場内で購入したものの販売。
- ⑨その他、みなと区民まつり実行委員会がふさわしくないと判断したものの販売。

## 4 募集概要

- 出店場所 都立芝公園6号地（港区芝公園1丁目4-5）  
※1出展者あたり1区画（2m×2m程度）を使用することができます。  
※出展場所は事務局が指定する場所となり、選択することはできません。
- 募集区画数 34区画
- 出展料 1,000円

## 5 注意事項等

### (1) ごみ処理

港区は、令和2年4月1日からプラスチックによる海洋汚染と生態系への影響、汚れた廃プラスチックの輸出入規制など、地球規模での課題が顕在化しているプラスチック問題に取り組むため、「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」を定め、実施しています。

2022年開催以降は、皆様のご協力の結果、ごみ排出量が大幅に減っています。

今回も引き続き、ごみ排出量を削減し持続可能なまつりとするため、不必要な包装や使い捨てプラスチックの削減及びエコバッグの推進等、皆様のご協力のほどお願いいたします。

■市販の45リットル以下のごみ袋（中が確認できる半透明のもの）をご用意ください。

■ごみは出展者用の「ごみ保管所」で回収します。

※一部取扱いができない種別（粗大ごみ等）がございます。詳細は、当選後に配布するごみ分別のルールに関する資料をご確認ください。

### (2) 火気・電気・水道の使用

火気・電気・水道の使用はできません。（持ち込みによる使用含む。）

### (3) 搬入出

■前日に搬入や配送を利用して物品を会場内に保管することはできません。

■出展に必要な物品の搬入、搬出のために車を使う方には、「搬入出車両証」を発行します。

■「搬入出車両証」発行済みの車両は、指定時間内に限り、通行止めエリアへの「進入」と「一時停車」を認めます。

※駐車（留置き）を認めるものではありません。駐車（留置き）が確認された場合、次回以降の参加をお断りします。

■会場内及び会場周辺の道路上には、駐車（留置き）できません。

■まつりの期間中、駐車（留置き）が必要な方は、まつり会場以外の駐車場を各自で確保してください。

■まつり終了後の宴会等を固く禁じるとともに、終了後は速やかに撤収してください。

#### 搬入出スケジュール

	搬入時間	設営時間	開催時間	搬出時間
10日（土）	8:30～10:45	8:30～10:50	11:00～17:00	17:00～18:00
11日（日）	8:30～9:45	8:30～9:50	10:00～16:00	16:00～17:00

### (4) 夜間

■1日目終了後、商品や貴重品などは必ずお持ち帰りください。夜間に公園で保管することはできません。

### (5) その他

■出展は指定された区画のみとし、区画をはみ出すような商品の陳列・装飾等はありません。荷物・在庫等も指定された区画内で保管してください。

■テント・ブルーシート等の貸し出し物品の用意はございません。必要に応じ、各自でご用意ください。

## 6 申込の流れ



- 募集枠を超える応募がある場合は、抽選で出展者を決定します。
- 当落通知は、7月下旬頃にメールにてご連絡します。申込時にメールアドレスの記入が無い場合、郵送で通知します。  
※当落通知メールは「matsuri@kissport.or.jp」から送信しますので、メールを受信できるように設定をお願いいたします。
- 申込内容に不備がある場合は受付できません。

## 7 まつりの中止

### (1) 中止の判断基準

- 区民まつりは、以下の①～④により、開催可否を決定します。
  - ①暴風雨等の警報又は特別警報が発表されているとき。
  - ②台風等の影響により、区民まつりのテント・物品等の安全管理上、支障が生じるおそれがあるとき。
  - ③大規模地震・感染症・テロ等の不測の事態が予想もしくは発生し、区民まつりの準備・開催に支障が生じるおそれがあるとき。
  - ④その他、不測の事態により、区民まつりの開催が困難であるとき。
- フリーマーケットは、区民まつりが開催する場合も、雨天中止となる場合があります。

## (2) 中止に係る補償等

- 「(1) 中止の判断基準」により、区民まつりの全部又は一部を中止する場合、参加団体から既に徴収している出展料の費用の返金はありません。
- 「(1) 中止の判断基準」により、区民まつりの全部又は一部を中止する場合、参加者が要した仕入れ費用等の補償はありません。

## (3) 開催可否の周知方法

- 開催日の前々日までに決定した場合、決定した時点で港区ホームページ・みなと区民まつりホームページ・Kiss ポート財団 X (旧 Twitter) にて告知します。
- 開催前日午前までに決定した場合は、午後3時までには告知します。それ以降不測の事態等の発生により当日までの間に決定した場合は、遅くとも当日午前8時までを目途に告知します。告知は、港区ホームページ・みなと区民まつりホームページ・Kiss ポート財団 X (旧 Twitter) のほか、案内掲出等で行います。あわせて、みなとコールでも中止案内対応をいたします。

## 8 返金

下記の場合、出展料の返金はありません。あらかじめご了承ください。

- 8月31日(月)以降、出展を辞退される場合
- 台風等(流行病・テロ・天災及び天災による影響等)の理由でまつりが中止の場合

## 9 保険

- 怪我等の補償のため、まつり出展者の皆さんは傷害保険に加入します。
- 傷害保険の費用は、みなと区民まつり実行委員会事務局が負担します。

## 10 お問い合わせ先

みなと区民まつり実行委員会事務局

〒107-0052 港区赤坂4-18-13 赤坂コミュニティーぷらざ2階

(公財)港区スポーツふれあい文化健康財団内

電話：5770-6837 FAX：5770-6884 メール：matsuri@kissport.or.jp